

平成 30 年 年頭所感

東京小売酒販組合
理事長 坂田 辰久

新年あけましておめでとうございます。

年頭に当たり、本年が組合員の皆様並びにご家族、従業員の皆様にとって、より佳き年でありますようご祈念申し上げます。

我が国経済は世界的な省力化投資の需要拡大と株高・円安が追い風となり、賃金と物価が緩やかに上昇するなど、デフレ脱却に向けて兆しが見えております。

このような状況下、酒類業界では昨年6月1日、酒税法及び酒類業組合法の一部改正法が施行され、「酒類の公正な取引に関する基準」の運用開始と共に、「酒類販売管理研修」の受講が義務化されました。

同法の施行から半年が経過した酒類市場を見渡しますと、店頭価格は概ね上昇しているものの、大手量販店の値上幅が少ない状況にあることから、全国小売酒販組合中央会では行政に対し「市場に影響力のある店舗を調査し、法律の実効力を高めるよう」強く要望しております。本組合としても都内各地域の市場動向の把握に努め、「取引基準」や「国税庁指針」を遵守していないと考えられる取引については、関係行政に徹底した調査・指導を求めて参ります。

一方、義務化を受け受講者が大幅に増加した「酒類販売管理研修」については、研修回数を増やして需要に対応すると共に、研修内容の更なる充実を努めて参りました。今後も受講者の増加は続くと考えられ、酒類の適正な販売管理の確立に向けて、研修実施団体としての体制の整備・強化を進めて参ります。

また、かねて中央会が要望しておりました消費税軽減税率対策の補助金制度の期間延長が決定し、本年1月末の期限から平成31年9月まで延長となりました。本組合は軽減税率制度について組合員に周知を図る中で、補助金を活用できるPOSレジ等の斡旋にも取り組んで参ります。

次に「未成年者飲酒防止及び飲酒運転根絶キャンペーン」については、酒類小売業者の社会的使命の一つと捉え、秋葉原の統一キャンペーンを起点に、昨年は50支部が所轄税務署や警察署、関係団体やビールメーカーだけでなく、町会や商店街、地元の高校生などとも連携し、主要駅やイベント会場で広く啓発して参りました。

本年は同キャンペーンの開始から10年目を迎えますが、趣旨の更なる周知徹底に加え、社会貢献に取り組む小売酒販組合の存在自体も広く

アピールできるような活動に発展させていきたいと考えております。

続いて組織の活性化については、昨年より都内を4つの地域に分けたブロック会を定期的で開催し、広域の支部が情報の共有化を図りながら連携を深めております。また常設の3委員会（総務、厚生、経営活性化）では組織の継続性や組合員支援に向けた各種事業について検討を重ねて参りました。

その中で昨年は青年会と共催により2回目の「日本酒の日」イベントを、「東京カンパイSTYLE」と銘打ち開催しました。当日は「東京の地酒」の魅力をアピールしたほか、多くの組合員がお勧めの日本酒を消費者に紹介する中で、自店のPRも行いました。本年も街の酒販店（組合員）が主役となるようなイベントを実施する予定です。

次に若手組合員で組織する東京小売酒販組合青年会については、オリジナル清酒の販売や積極的なイベント参加のほか、新たな取り組みとして独身組合員に出会いの場を提供する「良縁会」や訪日外国人の「おもてなしセミナー」の開催など、過去に捉われない新しい形の事業を展開しております。我々も大きな期待を寄せており、更なる会の発展に向け可能な限りの支援を続けていく所存です。

さて、小売組合と連携して事業を行っている東京味噌醤油商業協同組合についても、主な方針を述べさせていただきます。同組合は共済事業や労働保険事務の委託、福利厚生、機関紙公報を通じた組合員への情報提供等を行っております。本年は特に給付内容が大幅に改定される全国酒販共済制度の周知及び加入勧奨に努めると共に、東京独自に運営する「東京味噌醤油共済」については、制度の継続を含めた事業内容の見直しを検討して参ります。

また、老朽化が進む東京小売酒販会館の建替えに関しては、会館建設検討委員会の中で慎重に検討していきたいと考えております。

本組合は昨年11月6日に創立100周年の節目を迎え、次の時代へ新たな一歩を踏み出しました。100年の歩みを支えて頂いた先達の労苦に報いるためにも、組合員全員が団結して業界の発展に力を尽くすことが重要です。組合を取巻く環境は依然として厳しいと予想されますが、今後とも組合員の皆様の声を第一と考え、それを反映させた政策を確実に進めて参ります。

結びにあたり、重ねて皆様のご多幸を祈念申し上げますと共に、本年も変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。